

令和元年度 一般社団法人 宮城県薬剤師会事業計画

昨年暮れに厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会（平成30年4月～30年12月まで10回開催）の議論の経緯が公表された。その中で医薬分業の現状に関して、疑義照会による処方適正化については一定の評価がなされているものの、薬剤師による薬学的管理・指導が不十分であり、患者にとってのメリットが感じられない、公的医療保険財源や患者の負担に見合ったものになっていないなどの厳しい指摘が各方面から寄せられている。

かかる議論を踏まえて本年度行われる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、薬剤師法の改正では、薬剤師の新たな役割として“薬剤の服用期間を通じて服薬状況を把握し、薬学的知見に基づく指導を行う”こと、また患者が自身に適した薬局を主体的に選択するための方策として、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を規定することなどが検討されている。

このような状況に鑑み宮城県薬剤師会は、薬剤師が各地で構築が進む地域包括ケアシステムの中で期待される役割を果たしていくことを支援し、県民がより良い医療・福祉サービスを受けられる体制構築に貢献し、ひいては地域保健・医療・福祉における薬剤師の地歩をより確固たるものとするために、以下に掲げる事業を推進する。

1. 本年度予定されている薬機法・薬剤師法の改正の趣旨を周知し、個々の薬局・薬剤師が的確に対応していくことを支援する。
2. 薬剤師の日常業務に必要な情報提供の強化と、薬剤師の専門性・独自性の育成を目的とする各種研修を実施する。併せて地区薬剤師会との協力のもと、遠隔研修体制を整備し、会員サービスのさらなる向上を図る。
3. 地域住民への健康情報の提供、セルフメディケーションの支援、在宅患者への医薬品供給・管理指導業務を担う“かかりつけ薬剤師・薬局”及び“健康サポート薬局”の育成を推進し、併せてその周知を図る。さらに、前述の医薬品医療機器制度部会で提言された「特定の機能を有する薬局」の育成を図る。
4. 薬剤師の関与が県民の健康増進、地域医療に寄与し、また医療経済的に有用であることを明らかにするための事例収集・調査研究を実施し、その結果を広報する。
5. 第55回日本薬剤師会学術大会開催に向けて実行委員会を組織し、企画立案、準備等を進める。
6. 薬と健康の集い等の地域住民啓発活動への支援を継続しつつ、地域住民との新たな接点拡大のための地域イベントを企画・実行する。それにより薬剤師職能、かかりつけ薬剤師・薬局の周知を図る。
7. 生徒・児童および地域住民への危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動及び、アンチドーピング・スポーツファーマシストに関する普及啓発活動を推進する。

8. 会員の研究や発表の環境を支援する目的で、人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査委員会の設置・運営する。
9. 地区・職域薬剤師会との連携強化を図るとともに、非会員薬剤師・薬学生への本会活動を周知し、賛同者を募り組織活性化・会員増大に務める。
10. 県内の薬剤師偏在解消を目的として、宮城県との連携のもと薬剤師確保事業を展開する。特に未就業者、薬学生等への働きかけを強化する。
11. 薬局実務実習新モデルコアカリキュラムへの移行に伴い、必要な対応を行う。
12. 不測の災害発生に備え、会務継続の確保及び被災地支援の即応態勢・対応能力の維持向上を図る。
13. 日本薬剤師会学術大会・宮城薬剤師学術フォーラムなどへの参加を促し、薬剤師の研究能力の向上をはかるとともに、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」の普及につとめ、学習達成度の標準化をはかる。
14. 会務運営の効率化と会営調剤薬局（宮城野）、薬事情報センター、医薬品試験センターの整備及びさらなる活用をはかる。
15. 会務推進に必要な関係諸団体とのさらなる連携強化を推進する。
16. その他本会の目的達成のために必要な事業。